

建設業許可事務変更特集

会報

いしかわ

1997. 10月 号外

平成9年10月9日付け石川県土木部監理課長  
発信文書「建設業許可事務に係る取り扱いについて（通知）」が当会に送付されました。

内容は、当会がこれまで石川県土木部監理課と  
協議を続けてきました事柄が今回の取り扱い改善  
で大幅に取り入れられたものとなっています。

「建設業許可申請関係業務」を取り扱っている  
会員各位には、早急に取り扱い改善内容を熟知さ  
れ、顧客の利便に資されますようご案内します。



石川県行政書士会



## 「建設業許可事務の取り扱い変更」 の実質的実現目指して

会長 藤井 國穂

去る10月13日当会へ石川県土木部監理課長発信文書監第1182号「建設業許可事務に係る取り扱いについて（通知）」が送付されました。当会では早速この文書について関係副会長及び役員で協議し、確認を要する点を県監理課に問い合わせました。

内容については「文書」をお読みいただきたく存じますが、当会が平成7年6月の建設業法改正以来一貫して県監理課に申し入れてきた「建設業法の閲覧制度の充実化」や参議院での付帯決議を履行する立場での営業年度終了変更届の提出事項や未提出業者の許可更新時での始末書添付要件などが主要な変更となっています。

今回の変更は、建設省が施行する「不良・不適格業者の排除」を目的とした政策に沿い、石川県においても建設業許可事務の充実と適正化に日々努力されている故であると存じ敬意を表しますとともに、会員各位をはじめ関係役員の業務に対する日頃の研鑽と努力によるものであり、高く評価されるものと思います。

会員各位におかれましては、この変更を早急に熟知され顧客がいたずらに「始末書」の添付を余儀なくされることのないよう特段のご配慮をお願い致しますとともに、他の変更につきましても遵守をお願い致します。

これを契機に様々な改善更なる発展を図るつもりでありますので、会員各位の一層のご支援ご協力を今後とも宜しくお願い申し上げます。

このたび、石川県土木部監理課より、建設業許可事務に係る取り扱いについて、当会宛通知書をいただきました。その主旨は第一に、建設業法に基づく決算変更届の毎年の提出を促すものであり、第二に、許可要件確認手続の適正化、明確化に向け改善するものであります。

これらの点は、当会が平成7年度より特に重点を置いてきたことの一つであり、関係各位の対話を大切にしつつ信頼関係を築いてこられたご努力によるものと感謝申し上げます。同時に、通知の主旨の実施に向け、さらに会員各位のご協力をお願い申し上げます。

既に皆様にお知らせのとおり、本年度におきましても、毎年の決算変更届提出事業を進めております。提出状況の調査には現在50余名の会員が参加を申込み、調査が始まっており、その結果に基づき毎年提出の励行を啓蒙してゆく予定です。

コスモスの花は行政書士の記章となって、宇宙あるいは秩序や調和に貢献する行政書士の理念を象徴しておりますが、そこに思いをめぐらし改正法第1条が唱うように行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資する行政書士を目指し、共に研鑽してゆく機会としてまいりましょう。

業務指導部長 京 念 昇

監 第 1182号  
平成9年10月 9日

石川県行政書士会 会長 殿

石川県土木部監理課長



### 建設業許可事務に係る取り扱いについて（通知）

建設業法第11条第2項による毎営業年度経過による財務諸表等の変更届（以下、「決算の変更届」という）の提出を徹底させ、また、建設業許可要件の確認事務の適正化を期するため、今後の建設業許可事務に係る取り扱いの一部を下記のとおりとすることとしたので、よろしくお願いします。

#### 記

#### 1 決算の変更届について

決算の変更届については、建設工事の注文者等が建設業者の施工実績、経営内容等を把握し、適切な業者選定を行えるようにとの趣旨からこれを公衆の閲覧に供しており、許可を受けた建設業者は毎営業年度経過後これを提出することとされております。

このため、本県においては提出が義務付けられている旨の注意書を許可証交付時に渡すなどして指導を行ってきたところでありますが、依然として提出をしない業者が見受けられることから、決算変更届の毎年の提出を促すため、今後は次のとおり取り扱うこととします。

- (1) これまで許可の更新申請の受付時に、決算の変更届が提出されていなかった場合には、直前1年分の決算の変更届の提出を求めていましたが、これを3年分求めることとします。
- (2) (1) の場合において、決算の変更届を提出しなかったことの始末書の提出を併せて求めます。



## 2 建設業許可要件の確認事務の適正化について

今般、本県における建設業の許可要件の確認のための添付書類及び手続きについて適正化・明確化を図るため、今後は次のとおり取り扱うものとします。

### (1) 専任技術者履歴書

添付を廃止します。

なお、新規許可等において、専任技術者に他の建設業者との重複があり必要があると認められる場合には、専任性の確認のための書類（例えば、健康保険証、給与台帳又は本人の履歴書等）の提示を求めることがあります。

### (2) 省略書類（省略可能書類の確認一覧表）

添付を省略します。

### (3) 所得証明書

金沢市においては、業態証明書の添付を必要とするものについて、町会長の業態証明に加えて、同期間に営業所得があったかどうか確認するために所得証明書の添付を求めていましたが、この添付を省略します。

### (4) 始末書

上記1の(2)のとおり、決算の変更届の未提出者に対しては、許可の更新申請時に始末書（様式は任意）を提出していただきます。

### (5) 預金残高証明書等について

一般建設業を新たに許可申請する際の財産的基礎又は金銭的信用の確認にあたり、個人業者の場合には、自己資本の額が500万円以上であっても裏付け資料として預金残高証明書、固定資産税評価額証明書等の添付を求めていましたが、この添付を省略します。

なお、自己資本の額が500万円に満たない場合には、従来どおり預金残高証明書又は融資予定念書の添付は必要ですが、この証明書の発行日は許可申請日前1月以内のものとするようお願いします。

### (6) 商業登記簿謄本について

経營業務管理責任者の証明書において、証明者が現に建設業の許可を有しない法人である場合には、役員であったことの確認のため、必要な期間分の商業登記簿謄本を提示していただきます。

### (7) その他

その他、許可申請書類の記載事項に疑義があり、審査の上で必要な場合には、確認書類の提示を求めることがあります。